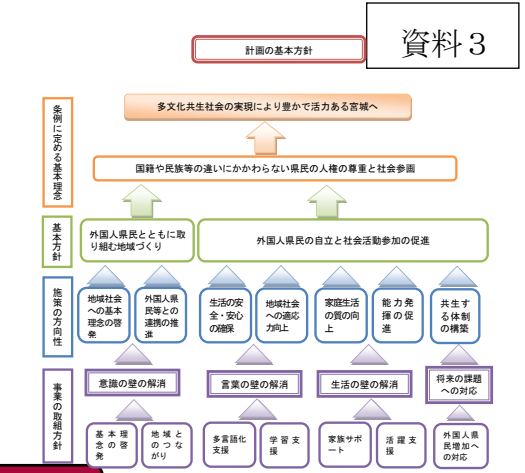


# 第2期宮城県多文化共生社会推進計画（中間案）【概要版】

<b>計画策定の趣旨</b>	外国人県民を取り巻く状況の変化、東日本大震災の経験等を踏まえ、第1期計画の取組をさらに進め、多文化共生社会の推進により豊かで活力のある社会の実現を目指すため、施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定
<b>計画期間</b>	平成26年度から平成30年度までの5年間
<b>第1期計画の総括</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針『「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の解消』のための取組を県、市町村、地域国際化協会、NPO等が実施</li> <li>外国人県民の置かれている状況やニーズは地域によりさまざまであり、施策の進捗も地域により異なっている。</li> <li>「多文化共生」の理念の浸透が不十分である。</li> </ul>

<b>基本理念</b>	『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』 ～国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画～
<b>基本方針</b>	『外国人県民とともに取り組む地域づくり』 ～意識の壁の解消～ 『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』 ～言葉の壁の解消～ ～生活の壁の解消～
<b>計画改訂の考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念、基本方針は第1期計画を継承</li> <li>東日本大震災の経験を踏まえた施策の強化</li> <li>外国人県民等を含めた地域コミュニティの形成</li> <li>外国人県民等の社会参画の推進</li> </ul>

<b>計画の目標【評価指標】(案)</b>			
「意識の壁の解消」:	現況	目	30
■多文化共生啓発事業等の実施市町村数			35
■多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数(のべ人数)			750
「言葉の壁の解消」:			
■多言語による生活情報提供の市町村数		9	16
■日本語講座開設数		28	32
「生活の壁の解消」:			
■外国人相談対応の体制整備の市町村数		5	9
■技能実習を除く外国人雇用者数		3,212	3,900



**現 状**

**□在留外国人数**

- 震災後、留学生や技能実習生を中心に約2,000人減少。その後技能実習生や留学生(日本語学校)の増加などにより微増・H22年末16,101人・H23年末13,973人・H24年末14,214人(県人口割合0.61%)
- 「日本人の配偶者等」からの在留資格切り替えなどによる「永住者」が増加(ここ10年で2.4倍に増加)

**1 外国人県民に対する理解の不足・認識の低さ**

- 「多文化共生」という言葉の県民への浸透が不十分であり、行政でも地域住民の一員との認識がまだ不十分
- 外国人県民アンケート結果では、外国人ということでのいやな経験、つらい思いの経験が約60%、日本人の異文化理解への希望が23%

**2 地域とのつながりの希薄さ**

- 震災の経験により、災害時・緊急時の「自助」及び日常からの地域住民とのつながりによる「共助」の重要性が再確認された。
- 外国人県民アンケート結果では、地域住民との交流が希薄となっている傾向が見られた。

**3 コミュニケーションの困難さ**

- 日本語の読み書きが十分でないと、生活上必要な情報の入手や住民としての義務の履行に支障が生じたり、災害時や緊急時など、生命や安全に関わる場面で困難に直面する。

**4 学習の機会の不足**

- 日本語講座開設は15市町で、遠方の講座に通わざるを得ない人や交通手段がないため通えない人がいる。

**5 家族問題の増加・複雑化**

- 外国人相談センターへの相談内容は離婚やDVなどの家庭生活関係が最も多く、30%近くを占める。
- 外国人県民は、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすい。

**6 活躍の場の不足**

- 震災後、いわゆる復興需要に伴う求人数の増加などにより外国人雇用者数が増加。しかし、今後復興需要が一段落した後は求人数が減少する可能性がある。多くの事業所は、外国人県民等の雇用の経験がなく、理念についての認識が不足し、差別・偏見の意識を持っていたり、雇用する上で日本語能力や日本の商習慣・企業風土に対する理解を求めている。
- 外国人県民アンケートでは、地域活動・行事への参加希望の意向が約40%の人達に見られた。

**7 外国人県民の急増への備え**

- 経済のグローバル化や海外企業の進出等に伴い、県内の外国人労働者が増加し、また、製造業の集積によって日系人等労働者の集住が急激に進む可能性がある。

**課 題**

**1 地域社会への基本理念の啓発**

- 多文化共生の基本理念のさらなる普及啓発が必要。
- 地域、学校、職場などさまざまな機会を捉え、理念に対する理解を深める取組の強化や、教育、保健福祉等特に住民生活に直接関与する行政機関への啓発の強化が必要。

**2 外国人県民と地域住民との連携の推進**

- 日常的な地域での交流や防災訓練・町内の行事への参加促進と防災・防犯に関する知識習得が重要。
- 地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要なため、地域の日本語講座への参加による交流や、外国人コミュニティでの交流機会の推進が必要。

**3 情報面からの安全・安心の確保**

- 生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語による資料提供や通訳活用の推進、関係機関に対する多言語対応の啓発が必要。
- 災害時には、多言語による情報提供等のため、必要に応じ市町村間や県域を越えた連携を図ることが重要。

**4 地域社会への適応力向上**

- 外国人県民の日本語や日本の生活習慣等について学習する機会の確保のため、日本語講座の講座開設数を増やし、受講希望者のニーズに即した多様な内容とすることが必要。
- 小・中学校での日本語指導において、母国語の能力、日本語教育等の必要な条件を備えた講師の任用や指導補助者の配置等の充実とともに、状況に応じ、児童生徒の保護者の支援についての配慮が必要。

**5 家庭生活の質の向上**

- 家族全体に対する支援が必要であり、行政機関、行政書士、弁護士をはじめ多様な機関との連携や相談対応を行う職員の技能向上などにより、より迅速・的確に対応できる相談体制の強化が求められる。

**6 能力発揮の促進**

- 事業者等に対する雇用促進に向けた啓発や、外国人県民に対する就職・起業に関する情報提供のほか、外国人県民が就労可能な日本語能力の習得が必要。また、留学生や高度人材の企業への受入・活用の動きを注視し、必要な対応を検討することが必要。
- 地域の交流機会への参加、地域の外国人県民のコミュニティリーダーの育成などにより、地域での活躍の場の拡大の促進が重要。また、行政が住民参画の機会に外国人県民の人材の活用を進めていくことが必要。

**7 共生する体制の構築**

- 急増に備え関係機関が連携・協働し、速やかに対応する体制を整えておくことが必要。また、生活適応のために地域の実情に応じた環境整備が求められる。

**施策の方向性 事業の取組方針**

**意識の壁の解消**

**1 地域社会への基本理念の啓発**

- ◆施策の方向性: 基本理念の啓発による多文化共生社会の基盤づくり
- ◆事業の取組方針: 意識の壁の解消に向けた地域社会への基本理念の啓発

**2 外国人県民と地域住民との連携の推進【新規】**

- ◆施策の方向性: 外国人県民と地域住民との連携の推進
- ◆事業の取組方針: 意識の壁の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの推進

**言葉の壁の解消**

**3 情報面からの安全・安心の確保**

- ◆施策の方向性: 情報面からの外国人県民の生活の安全・安心の確保
- ◆事業の取組方針: 言葉の壁の解消に向けた多言語化支援

**4 地域社会への適応力向上**

- ◆施策の方向性: 地域社会への適応力向上の促進
- ◆事業の取組方針: 言葉の壁の解消に向けた外国人県民への学習支援

**生活の壁の解消**

**5 家庭生活の質の向上**

- ◆施策の方向性: 外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上の促進
- ◆事業の取組方針: 生活の壁の解消に向けた家族サポート

**6 能力発揮の促進**

- ◆施策の方向性: 外国人県民の能力発揮の促進
- ◆事業の取組方針: 生活の壁の解消に向けた活躍の支援

**将来の課題への対応**

**7 共生する体制の構築**

- ◆施策の方向性: 外国人県民と共生する体制の構築
- ◆事業の取組方針: 将来の課題としての外国人増加への対応

**取 組 内 容**

<b>1 地域社会への基本理念の啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆シンポジウムや交流イベントの開催 町内会・自治会、民生委員等との連携による理念の啓発</li> <li>◆学校での国際理解教育や人権教育</li> <li>◆市町村職員研修の実施</li> <li>◆教育、保健・福祉等住民生活に関わる部署における多文化共生の意識向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎シンポジウムの開催、県民啓発パンフレット作成、民生委員研修会での多文化の説明の実施</li> <li>◎学校教材作成の検討</li> <li>◎研修会の開催</li> <li>◎職員連絡会議等の開催による情報提供・共有、職員ガイドブックの作成</li> </ul>
<b>2 外国人県民と地域住民との連携の推進【新規】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町内会・自治会や市町村が実施する各種行事、防災訓練への参加の促進、防災知識や防犯知識の醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎行事参加への呼びかけ</li> <li>◎防災・防犯のテキスト作成、勉強会の開催</li> </ul>
<b>3 情報面からの安全・安心の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共機関における多言語ややさしい日本語による情報配信【生活情報、災害時・緊急時】</li> <li>◆多言語問診票の利用や、医療通訳ボランティアの推進</li> <li>◆相談対応時の通訳ボランティアの活用や、資料の多言語化などの対応向上の推進</li> <li>◆通訳ボランティアの利用体制の整備</li> <li>◆災害時における、必要に応じた市町村間や県域を越えた連携による多言語化体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎HP、配布資料での多言語による情報提供</li> <li>◎医療機関への既存資料・制度の情報提供</li> <li>◎行政(保健福祉等)に対する通訳活用についての情報提供(研修会等への参加)</li> <li>◎災害時通訳ボランティア事業の実施</li> <li>◎地域間協力提携の調整</li> </ul>
<b>4 地域社会への適応力向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語講座のない地域における講座の新設、既設の講座の内容の充実</li> <li>◆外国人の児童・生徒に対する日本語指導の充実</li> <li>◆児童・生徒の保護者への支援についての配慮・関係機関との連携</li> <li>◆住民登録を行う市町村における外国人県民に対する生活オリエンテーションの実施の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県、県国際化協会合同での市町村との意見交換等による講座開設支援・促進</li> <li>◎県教委の非常勤講師の加配、市町村教委の指導補助者の配置</li> <li>◎外国人相談センター、学校、保健福祉部署との連携促進</li> <li>◎市町村窓口担当者研修の実施</li> <li>◎市町村への資料提供</li> </ul>
<b>5 家庭生活の質の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談対応における関係機関の連携による支援体制の強化、相談技術の向上、相談窓口の対応の充実</li> <li>◆出産・子育ての悩み、ひとり親世帯での悩みに対する関係機関による連携・的確な支援</li> <li>◆実施団体と関係機関相互の情報交換・共有等による、子どもの母国語や母国文化の学習について必要な支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎外国人相談センターの設置</li> <li>◎相談窓口担当者研修会等の開催</li> <li>◎外国人相談センター、学校、保健福祉部署との連携、通訳活用の働きかけ</li> <li>◎多言語資料に関する情報提供</li> <li>◎連絡会議等による情報交換・共有</li> </ul>
<b>6 能力発揮の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者に対する雇用に関する情報提供や、雇用促進に向けた啓発</li> <li>◆就職や起業支援、就労定着のための情報提供、留学生や高度人材の企業への受入・活用の動きを注視し、必要な対応を検討</li> <li>◆地域、行政での外国人県民の人材活用の推進</li> <li>◆地域活動への参加、地域住民との交流促進、コミュニティリーダーの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎多文化共生啓発、雇用促進のパンフレット配布</li> <li>◎就職や起業支援、就労定着のための情報提供</li> <li>◎留学生、高度人材受入・活用への対応検討</li> <li>◎人材登用の推進</li> <li>◎地域活動参加促進、コミュニティリーダーの育成(MIA)</li> </ul>
<b>7 共生する体制の構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆多言語情報提供、日本語学習、相談対応に関する関係機関のネットワーク構築、地域の状況に応じた支援と環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎多言語情報提供、日本語学習、相談対応に関する関係機関のネットワーク構築、地域の状況に応じた支援と環境整備</li> </ul>

<b>計画推進のために</b>	<p><b>1 計画の進行管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆施策の取組は、施策ごとの評価指標により評価</li> <li>◆県が実施した取組については、毎年度県議会への報告、多文化共生社会推進審議会による審議を行う。</li> </ul>	<p><b>2 多文化共生の推進に向けた役割分担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆県、市町村、宮城県国際化協会、その他の関係機関の適切な役割分担、連携・協働により推進を図る。</li> <li>◆行政機関の連携・協働の強化</li> </ul>	<p><b>3 推進体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政機関、事業者、関係機関による「多文化共生社会推進連絡会議」を開催し、ネットワークの基盤を構築する。</li> <li>◆多文化共生社会推進審議会において調査審議し県への提言を行う。</li> </ul>
-----------------	---	--	---